|  |
| --- |
| **「2025年日本国際博覧会 大型荷物等一時預かり及び配送業務委託」**  **公募要領** |

1. **業務の趣旨・目的**

公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）は、２０２５年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）開催期間中における来場者の安全かつ円滑な輸送を実現するための具体的な方針として、2023年11月に「大阪・関西万博来場者輸送具体方針（アクションプラン）第３版」を公表し、特に鉄道等への大型荷物の持ち込みについては、乗り換え経路や列車内等における混雑の原因となる可能性があることから、「大阪・関西万博 大型荷物持ち込み対策検討会」を設立し、検討を進めてきた。検討の結果、安全で円滑な輸送の実現のために協会は、鉄道・バス 事業者のみならず、観光事業者等と連携し、キャスターバック等の大型荷物の持ち込みの自粛の呼びかけを実施するとともに、ターミナル周辺等における一時預かり所を整備することにより大型荷物持ち込み対策に取り組むこととしている。

２０２５年日本国際博覧会 大型荷物等一時預かり及び配送業務（以下「本業務」という。）は、駅ターミナルおよび鉄道乗換駅等近辺で協会が借り受ける用地において、受注者が大型荷物等一時預かり及び配送業務を実施することを内容としている。

1. **業務の名称**

2025年日本国際博覧会　大型荷物等一時預かり及び配送業務委託

1. **業務の概要**

「仕様書」のとおり

1. **契約期間**

契約締結日から2025年12月31日まで

1. **スケジュール**

2024 年17月10日（水） 公募開始・質問受付開始

2024 年17月11日（木） 事業者説明会

2024 年17月19日（金）　 質問締め切り

2024 年17月26日（金） 質問回答

2024 年18月2日（金） 提案書類提出締め切り

2024 年18月 中旬（予定） 選定委員会・プレゼンテーション

2024 年18月 下旬（予定） 審査結果公表

2024 年19月 中旬（予定） 契約締結予定

2025 年12月 31日（水） 業務終了（報告書提出）

1. **公募参加資格**

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

（１）次の一から三までのいずれにも該当しない者であること。

一 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者を役員として選定している法人

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 （平成3年法律第77号）

第32条第1項各号に掲げる者を役員に選定している法人

（２）主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

（３）消費税及び地方消費税を完納していること。

（４）経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講

じられている者でないこと。

（５）構成員のいずれかが貨物自動車運送事業法第3条に基づく、一般貨物自動車運送事業において国土交通大臣の許可を受けていること。

（６）共同企業体に係る事項

① 業務形態

構成員の分担業務を提案書及び協定書において明確にすること。

② 構成員の技術的要件

構成員はその分担業務ごとに、担当者を配置すること。また、代表となる企業に統括責任者を配置すること。

③ 代表者要件

代表者は他の構成員から指名を受けた法人とし、提案書及び協定書においても、その旨を明記すること。

1. **応募の手続き**

本業務委託事業者の公募への応募を希望する法人又は共同事業体（以下「応募者」という。）は、「５ 公募参加資格」を確認の上、提案書その他必要な書類を受付期間内に提出すること。

(１) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

2024年17月10日（水）から2024年8月2日（金）まで

イ 配布方法

協会ホームページからダウンロードすること。（郵送による配布は行わない。）

（<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>）

(２) 応募書類の受付け

ア 提案書受付期間

2024年7月10日（水）10時から2024年8月2日（金）17時まで

イ 応募書類の提出方法

応募書類（紙及び電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）に収納したPDFファイル）を郵送により提出すること。

※持参による提出は不可とする。

※2024年8月2日（金）までの消印があるものを有効とする。なお、郵送と合わせて必ず受付期間中に電子メール（送信先：kotsu@expo2025.or.jp）で応募書類すべてのデータを送信すること。

※送付先　：公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会 交通局 交通部 輸送調整課

（担当：永橋、大亀）

※住　所　：〒559-0034　大阪市住之江区南港北1丁目14-16　大阪府咲洲庁舎45階

※電話番号：06-6625-8604

ウ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

エ 複数の提出が必要な書類

下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。なお、副本については企業名、社章等応募者が特定できる内容の記入を削除すること。

【応募時に必要な書類】

ア　応募申込書（様式１：原本1部）

イ　企画提案書等（様式自由：原本1部、副本10部)

ウ　事業実績申告書（様式２：原本1部、副本10部）

エ　誓約書（参加資格関係）（様式３：原本１部）

オ　持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式４：Excel形式）

カ　共同企業体で参加の場合

　　①共同企業体届出書（様式５：原本１部）

　　②共同企業体協定書（写し）（様式６：原本１部）

【評価委員会による審査後、資格審査に必要な書類（契約候補者のみ提出）】

キ　定款又は寄付行為の写し（１部）（原本証明すること。）

ク　法人登記簿謄本（１部）

* 発行日から３カ月以内のもの。

ケ　一般貨物自動車運送事業許可証の写し（１部）

　コ　納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

1. 本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書
2. 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

サ　財務諸表の写し（１部：最近１カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 株主資本等変動計算書

シ　使用印鑑届（様式７：原本1部）及び印鑑証明書（発行から3か月以内のもの）

ス　暴力団排除に基づく誓約書（様式８：原本）

　　セ　持続可能性の確保に向けた誓約書（様式９：原本）

　　ソ　統括責任者及び担当責任者が元請けと直接的な雇用関係を証するもの

(３) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、協会は、応募書類は本件に係る提案者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(４) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

なお、応募書類の提出後は、差替えを認めない

(５) その他

1. 応募は1応募者1提案とする。（共同企業体構成員として参加する場合を含む）
2. 応募書類の提出に際しては、原本、副本それぞれ1セットずつＡ４ファイルに綴って提出すること。応募書類は電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）での提出も行うこと。
3. 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。

＜例＞「2025年日本国際博覧会　大型荷物等一時預かり及び配送業務委託」提案書

　　株式会社○○（法人名）

1. 書類提出後の差し替えは認めない。

（協会が補正等を求める場合を除く。）

1. 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。
2. **説明会**

日時：2024年7月11日15時～16時

場所：大手前合同庁舎1階　共用会議室１（大阪市中央区大手前三丁目1番41号）

※要事前申し込み【[「大型荷物等一時預かり及び配送業務委託事業者募集に関する説明会」を開催します | EXPO 2025　大阪・関西万博公式Webサイト](https://www.expo2025.or.jp/news/news-20240701-04/)】

※説明会への参加は任意であり、説明会への参加の有無は審査に一切影響しません。

1. **質問の受付**

（１） 受付期間

公募開始日から2024年17月19日（金）17時まで

（２）提出方法

電子メール（アドレス：kotsu@expo2025.or.jp）で受け付ける。

※「件名」の始めに「【質問】「2025年日本国際博覧会　大型荷物等一時預かり及び配送業務委託」と明記し、質問内容を「質問票」（様式10）に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、FAXによる質問は受け付けない。

ア　電子メール送信後、必ず電話で着信の確認を行うこと。

　　　 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。10時から17時まで　※12時から13時の間を除く）

イ　質問への回答は、メール送信により行う。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり共通して留意すべき事項がある場合は、協会ホームページ【2025年日本国際博覧会　大型荷物等一時預かり及び配送業務委託】に掲載する。　（<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>）

1. **選定委員会・プレゼンテーションの実施**

応募者にはプレゼンテーションに関する案内を通知する。

応募者によるプレゼンテーションを行い、選定委員会委員による質疑を実施する。プレゼンテーション時間は15分、質疑応答時間は10分を予定している。

1. 時期：2024年8月中旬
2. 場所：事前案内通知時に決定
3. 時間：事前案内通知時に決定
4. 評価者：2025年日本国際博覧会　大型荷物等一時預かり及び配送業務委託　選定委員会委員
5. 内容：業務実施方針について
6. 参加者：本業務における統括責任者及び担当者最大3名まで
7. **審査の方法**

(１) 審査方法

ア　(２)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定する。但し、最高点が複数いる場合は、料金設定の安価な者を最優秀提案者とする。

イ　審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行う。プレゼンテーション審査の日時及び場所は事前に通知を行う。なお、プレゼンテーション審査は、対面形式での開催を基本としているが、オンラインでの実施の可能性もあり、事前案内通知時に通知する。

プレゼンテーション審査にはプロジェクター等の機材は使用できない。

ウ　最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しない。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

エ　最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定する。

(２) 審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審 査 項 目 | 審 査 内 容 | 配点 |
| 提案者実績 | ○過去１０年間の同種業務の実績  ①大規模なイベント及び施設（１日当たり来場者人員概ね５万人以上）において、荷物預かり所業務を履行した実績があること。ただし、コインロッカー設置のみの業務実績は対象外とする。（10点）  ②手荷物預かり履行実績において、1日当たりの利用者数が２００人以上の実績を有すること。ただし、コインロッカー設置のみの業務実績は対象外とする。（5点）  ※上記業務に加え、荷物配送業務を兼務した業務実績（＋5点）  ※①（10点）については、②（5点）より優位な配点を行う。  ※①及び②の両方を有する場合は、①のみ評価する。 | 15点 |
| 業務実施体制 | ○総括管理責任者及び担当責任者の主な実績（各5点×２=10点）  　上記実績の実施履歴があるか（それぞれ1名以上）  ○業務推進方針（各業務に対する取り組み）（5点） | 15点 |
| 実施計画書における配慮事項 | ○実施計画書作成において、業務の実施方針、取組体制、スケジュール、約款、業務上の配慮事項等について提案を求める。（5点）  〇特に、配送業務にかかる配慮事項の記載（+5点） | 10点 |
| 荷物預かり業務の円滑な実施にあたっての工夫 | 〇協会が示す時間帯別想定輸送需要に対して、どのような変動要素を想定し、それに対する具体的な対応案が示されているのか。（3点）  〇 来場者への荷物預かりを促進するための工夫（来場者に対する利用促進案内、受入余力等の情報発信や外国人対応並びに当該委託場所以外での手荷物預り等の実施）が具体的に示されているのか。（3点）  〇 屋外で実施する荷物預かりにおける一時預かり場所の確保および雨風対策等について具体的に示されているか。（3点）  〇 上記以外で、各荷物預かり所の特性を踏まえ、安全かつ円滑に実施するための留意事項及び着眼点が示されているか。（3点）  例）と列対策や混雑対策、補償への留意事項が示されているか。  ※提案内容は、過去の実績等に基づく実現可能性のあるものか。（各＋2点） | 20点 |
| 配送業務の円滑な業務の実施にあたっての工夫 | 〇各荷物預かり所の想定配送可能個数及び配送範囲（地域やホテル等）の考え方について、具体的に示されているか。（3点）  〇 来場者への荷物預かりを促進するための工夫（来場者に対する利用促進案内、受入余力等の情報発信、外国人対応、当該委託場所以外での手荷物配送等の実施状況など）が具体的に示されているのか。（3点）  〇 確実かつ円滑な配送手続きにおいて具体的な手法が示されているか。（3点）  〇上記以外の各荷物一時預かり所の特性を踏まえ、配送業務を安全かつ円滑に実施するための留意事項及び着眼点が示されているか。（3点）  ※提案内容は、過去の実績等に基づく実現可能性のあるものか。（各＋2点） | 20点 |
| 料金設定 | 〇各荷物一時預かり所の料金設定について上限額を具体的に示し、来場者が利用し易い価格帯となっているか。  ※上限額は、本業務における経費要素を踏まえた上限額とするが、低い料金を優位に評価する。 | 10点 |
| 業務の理解度 | ○プレゼンテーションによる説明力、取組意欲  ○業務実施手順（ステップ）の計画性 | 10点 |
| 合　　　　計 | | 100点 |

(３) 審査結果

ア　契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2025年日本国際博覧会　大型荷物等一時預かり及び配送業務委託の企画提案公募について】において公表する。

1. 最優秀提案事業者の名称（共同企業体の場合は加えてその代表構成員名）・評価点
2. 全提案事業者の名称（共同企業体の場合は加えてその代表構成員名）　※５０音順
3. 全提案事業者の評価点　※得点順　※応募者が2者であった場合、次点者の得点は公表しない。
4. 最優秀提案事業者の選定理由　※講評ポイント
5. 選定委員会委員の氏名及び選任理由

(４) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ　他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ　提案者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

　　　オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

**12.契約手続きについて**

(１) 契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。なお、協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Lightサービス」による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、落札者に対し、協会から案内する。（詳細はこちら（<https://www.expo2025.or.jp/bidding/promotion/>））

(２) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。この際、内容・条件について変更が生じる場合がある。

(３) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式８）を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。

(４) 契約に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書（様式９）を提出すること。

(５) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。

(６) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。

**13.持続可能性の確保**

(１) 採用者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続

可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着

するよう働きかけるものとする。

(２) 採用者は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」（以下「調達コード」という。）の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。

（<https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp_2022/assets/pdf/sustainability/202307_sus_code.pdf>）

(３) 採用者は、協会が採用者におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけ（エコドライブの実

施等）を含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努

めるものとする。

(４) 採用者は、協会が採用者による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。但し、採用者が協力に支障のあることについて正当な理由を有するときは、この限りではない。

(５) 協会が採用者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、採用者は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

**14.その他**

(１) 応募提案にあたっては、本公募要領及び仕様書を熟読し遵守すること。

(２) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）等を遵守すること。

(３) 本公募に係る応募提案手続きについて協会と参加者との間で用いる言語は、日本語とする。

(４) 契約受託者（複数の構成員から構成されるときは、参加者の構成員を含む。）は、本契約の履行に

あたっては、協会が定める「持続可能性に配慮した調達コード」などの基準・ルール等の内容の理解に努め、これを遵守するものとする。

（<https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp_2022/assets/pdf/sustainability/202307_sus_code.pdf>）